

鳥取県公報

令和2年6月30日(火) 号外第62号

毎週火・金曜日発行

			目
\Diamond	条	例	知事等の給料の特例に関する条例 (36) (人事企画課)・・・・・・・・・・・・・・3 鳥取県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例
			(37) (議会事務局議事・法務政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
			鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例 (38) (〃)・・・・・・・・・5

―公布された条例のあらまし

◇知事等の給料の特例に関する条例

1 条例の制定理由

約一月の間、鳥取県が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象とされたことに鑑み、それに 相当する期間の給料を、知事及び副知事に支給しないこととする。

2 条例の概要

- (1) 令和2年6月分の知事及び副知事の給料月額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定に よる額から、その10分の10に相当する額を減じて得た額とする。
- (2) 施行期日は公布の日とし、令和2年6月分の知事及び副知事の給料について適用する。

◇鳥取県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

1 条例の制定理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県民生活及び県民経済に大きな影響がもたらされている現下 の状況を踏まえ、県議会として県民の痛みを分かち合うとともに、これを克服するための施策を講ずる県の財 政に資するため、県議会議員の議員報酬の額を減ずる特例について定めるものとする。

2 条例の概要

- (1) 令和2年7月1日から同年12月31日までの間、議員報酬の月額を次に掲げるとおり100分の17減ずる。
 - ア 議長 795,140円 (現行 958,000円)
 - イ 副議長 693,880円 (現行 836,000円)
 - ウ 議員 (ア及びイに掲げる者を除く。) 646,570円 (現行 779,000円)
- (2) 施行期日は、令和2年7月1日とする。

◇鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

政務活動費の適正な執行を図るため、収支報告書の調査について定めた規定を整備する等の所要の改正を行 う。

2 条例の概要

- (1) 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、年度の中途において、議員からの求めに応じ、当該議員 の政務活動費の執行について必要な調査を、事務局長に行わせることができる。
- (2) 収支報告書等の閲覧及び公表は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して3月(現行 2月)を 経過する日の翌日から始める。
- (3) 議員死亡時の措置及び議長等が欠けている場合の特例その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 鳥取県情報公開条例及び鳥取県議会情報公開条例について、所要の規定の整備を行う。

例

知事等の給料の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県条例第36号

知事等の給料の特例に関する条例

令和2年6月分の知事及び副知事の給料月額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取 県条例第38号。以下「知事等給与条例」という。)第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から その10分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、知事等給 与条例別表第1に定める額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年6月分の知事及び副知事の給料について適用する。

鳥取県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31 号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。) の感染拡大に伴い、県民生活及び 県民経済に大きな影響がもたらされている現下の状況を踏まえ、県議会として県民の痛みを分かち合うととも に、これを克服するための施策を講ずる県の財政に資するため、県議会議員(以下「議員」という。)の議員 報酬の額を減ずる特例について定めるものとする。

(議員報酬の額の特例)

- 第2条 議員の受ける議員報酬の月額は、令和2年7月1日から同年12月31日までの間、鳥取県議会議員の議員 報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47号)第2条の規定にかかわらず、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、議員の受ける期末手当の額の算出の基礎と なる議員報酬の月額は、同条に規定する額とする。
 - (1) 議長 795,140円 (958,000円から当該額の100分の17に相当する額を減じた額)
 - (2) 副議長 693,880円 (836,000円から当該額の100分の17に相当する額を減じた額)
 - (3) 議員(前2号に掲げる者を除く。) 646,570円(779,000円から当該額の100分の17に相当する額を減 じた額)

附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県条例第38号

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前

(政務活動費の額等)

第3条 略

- 2 政務活動費は、各四半期の最初の月の10日(そ の日が県の休日に当たるときは、その日後におい て、その日に最も近い県の休日でない日。以下同 じ。) に、当該四半期に属する月(当該四半期の中 途に議員の任期満了の日があるときは、その日の 属する月の翌月以降の月を除く。) の分を一括して 交付する。ただし、四半期の中途から議員の任期 が始まるときは、議員の任期が始まる日の属する 月(以下「任期開始月」という。)の翌月(議員の 任期が始まる目が月の初目であるときは、任期開 始月)の10日に、その月以降の当該四半期に属す る月の分を一括して交付する。
- 3 月の中途に議員の任期満了、辞職、失職、死亡 若しくは除名又は議会の解散により議員でなくな った場合におけるその月の分の政務活動費につい ては、これらの事由が生じなかったものとみな す。この場合において、議員がその月の翌月以降 の月の分の政務活動費の交付を受けているとき は、速やかに、当該政務活動費を県に返還しなけ ればならない。

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動 費に係る次に掲げる事項を記載した報告書(以下 「収支報告書」という。)に、当該収支報告書の内 容を証する領収書その他の書類(以下「証拠書 類」という。) の写しを添えて、年度終了日の翌日 から起算して30日以内に、議長に提出しなければ ならない。

(1)・(2) 略

2 年度の中途において、議員が任期満了、辞職

(政務活動費の額等)

第3条 略

- 2 政務活動費は、各四半期の最初の月の10日(そ の日が県の休日に当たるときは、その日後におい て、その日に最も近い県の休日でない日。以下同 じ。) に、当該四半期に属する月(当該四半期の途 中に議員の任期満了の日があるときは、その日の 属する月の翌月以降の月を除く。) の分を一括して 交付する。ただし、四半期の途中から議員の任期 が始まるときは、議員の任期が始まる日の属する 月(以下「任期開始月」という。)の翌月(議員の 任期が始まる目が月の初日であるときは、任期開 始月)の10日に、その月以降の当該四半期に属す る月の分を一括して交付する。
- 3 月の途中に議員の任期満了、辞職、失職、死亡 若しくは除名又は議会の解散により議員でなくな った場合におけるその月の分の政務活動費につい ては、これらの事由が生じなかったものとみな す。この場合において、議員がその月の翌月以降 の月の分の政務活動費の交付を受けているとき は、速やかに、当該政務活動費を県に返還しなけ ればならない。

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動 費に係る次に掲げる事項を記載した報告書(以下 「収支報告書」という。)に、当該収支報告書の内 容を証する領収書その他の書類(以下「証拠書 類」という。) の写しを添えて、年度終了日(その 日前に任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議 会の解散により議員でなくなったときは、議員で なくなった日)の翌日から起算して30日以内に、 議長に提出しなければならない。

(1) • (2) 略

失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議 員でなくなったときは、前項の規定にかかわら ず、当該議員であった者 (死亡による場合にあっ ては、その相続人その他政務活動費を原資とする 財産を所有し、又は管理する者。以下同じ。) は、 議員でなくなった日の属する月までの収支報告書 に、証拠書類の写しを添えて、議員でなくなった 目の翌日から起算して30日以内(死亡による場合 にあっては、議長が定める日まで)に、議長に提 出しなければならない。

3 議員又は議員であった者は、その年度に交付を 受けた政務活動費のうちに支出に充てない残額が 生じたときは、前2項の規定による収支報告書の 提出後速やかに、当該残額を県に返還しなければ ならない。

(収支報告書の調査等)

- 第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るた め、前条第1項又は第2項の規定により提出され た収支報告書の内容について必要な調査を、事務 局長(地方自治法第138条第3項に規定する事務局 長をいう。以下同じ。) に行わせるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、議長は、年度の中途 において、議員からの求めに応じ、当該議員の政 務活動費の執行について必要な調査を、事務局長 <u>に行わせることができる。</u>

(証拠書類の整備等)

備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して 5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項又は第2項の規定に より提出された収支報告書及び証拠書類の写し を、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算し て5年を経過する日まで保存しなければならな V)

2 略

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表 は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算し て3月を経過する日の翌日から始める。

(議長等が欠けている場合の特例)

第9条 議員の任期満了、議会の解散その他の事由

2 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費の うちに支出に充てない残額が生じたときは、前項 の規定による収支報告書の提出後速やかに、当該 残額を県に返還しなければならない。

(収支報告書の調査)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るた め、前条第1項の規定により提出された収支報告 書の内容について必要な調査を、地方自治法第138 条第3項に規定する事務局長に行わせるものとす る。

(証拠書類の整備等)

第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類を整 │ 第7条 議員は、証拠書類を整備し、収支報告書の 提出期限の翌日から起算して5年を経過する日ま で保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出さ れた収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支 報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過 する日まで保存しなければならない。

2 略

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表 は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算し て2月を経過する日の翌日から始める。

により議長及び副議長がともに欠けている場合の 第5条及び第8条の規定の適用については、これ らの規定中「議長」とあるのは、「事務局長」とす る。

(委任)

第10条 略

(委任)

第9条 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。 する。

	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の	欄に掲げる規定に、	下線で示すように改正す
ĺ	改正後		改正前

(開示義務)

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号 に掲げる情報のいずれかが含まれている場合に は、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係 る公文書を開示しないものとする。

 $(1)\sim(7)$ 略

(8) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取 県条例第9号)第5条第1項又は第2項の規定 に基づき提出される証拠書類の写しに記載され ている情報であって、公にすることにより、議 員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

(開示義務)

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号 に掲げる情報のいずれかが含まれている場合に は、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係 る公文書を開示しないものとする。

 $(1)\sim(7)$ 略

(8) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取 県条例第9号) 第5条第1項の規定に基づき提 出される証拠書類の写しに記載されている情報 であって、公にすることにより、議員の政治活 動に支障を及ぼすおそれがあるもの

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

3 鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(公文書の開示義務)

第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請 求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下 「非開示情報」という。) のいずれかが記録され ている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文 書を開示しなければならない。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取 県条例第9号) 第5条第1項又は第2項の規定 に基づき提出される証拠書類の写しに記載され ている情報であって、公にすることにより、議 (公文書の開示義務)

第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請 求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下 「非開示情報」という。) のいずれかが記録され ている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文 書を開示しなければならない。

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取 県条例第9号) 第5条第1項の規定に基づき提 出される証拠書類の写しに記載されている情報 であって、公にすることにより、議員の政治活 員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

動に支障を及ぼすおそれがあるもの